

運 営 規 定

医療法人社団 医新会

介護老人保健施設

縄文の里 長瀬倶楽部

【 通所リハビリテーション 】

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団医新会が開設する介護老人保健施設 縄文の里 長瀬倶楽部（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画或いは介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 当施設では、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法等その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者及びその家族の個人情報の保護は、「個人情報保護法に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」に則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 縄文の里 長瀬倶楽部
- (2) 所在地 埼玉県秩父郡長瀬町大字岩田587番地
- (3) 電話番号 0494-66-0000 FAX番号 0494-66-4321
- (4) 開設年月日 平成18年10月1日
- (5) 管理者名 横山 央

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者(医師と兼務) 1名 (常勤)
- (2) 介護職員 2名以上(常勤)
- (3) 理学療法士等(老健と兼務) 常勤換算0.2名以上
- (4) 管理栄養士(老健と兼務) 1名 (常勤)
- (5) その他の職員(事務、送迎運転手など) 1名以上(常勤、非常勤)

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (4) 理学療法士、作業療法士は、医師や介護職員等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (5) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (6) その他の職員は、施設の会計経理その他一般事務処理、建物及び設備の保守、利用者の送迎業務などを行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業日の午前8時から午後5時までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、
20人とする。

(事業の内容)

第9条

- (1) 機能訓練
- (2) 入浴（一般浴・機械浴）
- (3) 食事の提供
- (4) 健康状態チェック
- (5) 送迎
- (6) 延長サービス（介護給付）
- (7) リハビリマネジメント（介護給付）
- (8) 運動器機能向上（介護予防）

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用料は厚生労働大臣の定める基準によるものとする。
- (2) その他の費用として、食費、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、私物の洗濯代、おむつ代等、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (3) 通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に関する費用
通常の事業地域を超えた地点から1キロメートルあたり40円の支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

長瀨町、皆野町、秩父市（旧大滝村、旧荒川村、旧吉田町地区を除く）、横瀬町（芦ヶ久保地区を除く）、寄居町（金尾、風布、末野、折原、立原、藤田、寄居、桜沢、鉢形地区）

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 利用者は施設利用中の食事において、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるもの

であるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

- (2) 利用者は火気の取り扱いに注意しなければならない。
- (3) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (4) 利用者は喧嘩、口論又は暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (5) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。
- (6) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (7) 利用者の使用する日常生活品は、基本的に家族や関係者により、取り揃える事を旨とするが、それが不可能な場合は、別に定める料金表により支払いを受ける。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務長横山秀則を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所従業者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・随時その他必要な災害防止策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(従業者の服務規律)

第 14 条 従業者は、介護保健関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(従業者の質の確保)

第15条 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(従業者の勤務条件)

第16条 従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団医新会の就業規則による。

(従業者の健康管理)

第17条 従業者は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第18条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第19条 従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、従業者等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条

- (1) 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待を防止するための対策を検討する定期的な委員会の開催、研修の実施。
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

③虐待防止のための指針の整備。

④①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置。

【虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者】

・施設長（責任者）、理学療法士

(2) 施設は、施設サービス提供中に、当該施設の従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条

- 1 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団医新会 理事会と事業所の管理者の協議に基づき定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成18年10月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成20年3月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成20年6月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成23年3月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成24年5月5日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成24年8月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成26年5月16日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、令和3年8月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、令和4年5月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、令和6年6月1日より施行する。